

中部運輸局海上安全環境部

令和7年8月7日 14時00分発表

連絡先

中部運輸局海上安全環境部

運航労務監理官 吉田・中根・井村

Tel 052-952-8012

輸送の安全確保に関する命令の発出について

令和7年5月16日、株式会社スパ・マリーナ熱海が経営する旅客不定期航路事業（熱海港周遊航路）で運航する旅客船「SANREMO」が熱海港防波堤灯台から南南東方向1.1キロメートル付近海上を航行中、暗礁に乗り上げ座礁する事故が発生しました。

これを受けて、当局が、同年5月27日及び5月28日に、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、安全管理規程等の遵守義務に違反する事実が確認されました。

そのため、下記のとおり輸送の安全確保に関する命令書の発出を行いましたので、お知らせいたします。

記

1. 発出年月日 令和7年8月7日

2. 対象事業者の概要

事業者名：株式会社スパ・マリーナ熱海（代表取締役 鵜澤 精一）

住 所：静岡県熱海市渚町2020番の36

3. 命令内容

以下について講じた措置を、令和7年9月8日までに文書により報告すること。

- ① 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保のため、関係法令及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について、主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。
- ② 安全管理規程第7条に基づき、安全方針に沿って、安全第一を理念とした安全重点施策を実施すること。
- ③ 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- ④ 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にすること。また、船舶の運航に関し、船長と協力して輸送の安全を図ること。

- ⑤ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 28 条及び運航基準第 4 条の 2 に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録すること。
- ⑥ 船長は、安全管理規程第 30 条並びに運航基準第 10 条及び 11 条に基づき、基準経路上の定められた地点に達したときその他の同条で定められた場合に、同条で定められた事項について、運航管理者に連絡を行うこと。
- ⑦ 運航管理者及び船長は、安全管理規程第 31 条並びに運航基準第 3 条、6 条及び 7 条に基づき、緊急の場合を除き、運航基準図に定める基準経路の航行を確実に行うこと。
- ⑧ 運航管理者は、安全管理規程第 41 条に基づき、毎日 1 回以上、係留施設、乗降用施設及び転落防止施設等について点検し、陸上施設点検簿に記録すること。
- ⑨ 運航管理者は、安全管理規程第 48 条及び事故処理基準第 4 条 3 項に基づき、事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに関係運輸局等に報告すること。
- ⑩ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第 50 条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程、関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的を実施すること。
- ⑪ 船長は、運航基準第 8 条に基づき、速力基準表を船内の操作する位置から見易い場所に掲示すること。

4. 当該事業者に対する違反点数付与状況

当該違反により付された違反点数	20点
当該事業者が付された累積違反点数	20点